令和4年度第3回浜松市環境審議会 次第

日時:令和5年3月2日(木) 13:30~14:30

会場:浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事

報告事項

- ・「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための 支援その他の対策に関する条例(案)」のパブリックコメント実施結果について
- ・生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について
- ・家庭ごみ有料化制度素案に関する意見募集について

4 閉会

(配布資料)

	浜松市環境審議会委員名簿および席次表
次业 1 1	「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のた
資料 1-1 	めの支援その他の対策に関する条例(案)」のパブリックコメント実施結果について
	パブコメ結果公表資料「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発
資料 1-2	生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案)に対するご意見あり
	がとうございました」
資料 2	生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について
資料2別紙1	浜松市環境審議会・生物多様性はままつ戦略 2024 策定部会
資料2別紙2	浜松市環境審議会規程(案)新旧対照表
資料 3	家庭ごみ有料化制度素案に関する意見募集について
	Web 会議における注意事項

浜松市環境審議会委員名簿

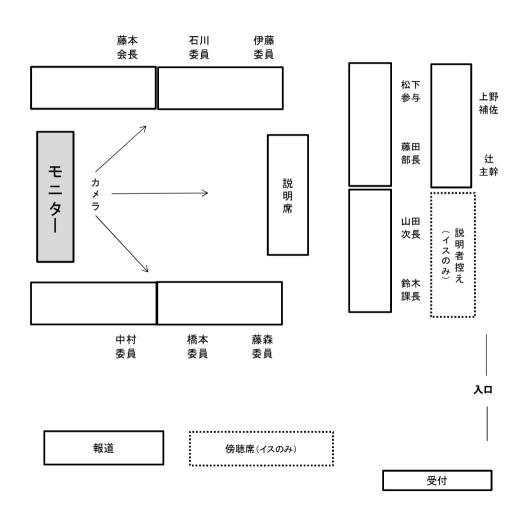
(令和5年1月25日時点)

委員氏名		委員氏名 所属等		分野	第3回出欠
0	加加	春乃	静岡理工科大学 理工学部	建築環境、温暖化対策	会場
	^{介ウ} 伊藤	^捡 工	浜松市消費者団体連絡会	3R活動団体、消費者教育	会場
	中村	俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	環境教育	会場
	橋本	博行	浜松市自治会連合会	自治会意見	会場
	藤井	*ス-+ 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	都市・地域計画、まちづ くり、創造都市	web会議
0	藤本	きょうどう	浜松医科大学 医学部	分離分析、機器分析総 論、分析化学	会場
	が戦務	文臣	遠州自然研究会	自然環境	会場
	マッウラ 松浦	敏明	静岡産業廃棄物協会	産業廃棄物	web会議
	サマモト	真実	浜松医科大学 医学部	疫学・公衆衛生学	web会議
	アタナベ波邉	記余子	浜松商工会議所	商工業関係者	web会議

◎ 会長○ 副会長

令和4年度第3回浜松市環境審議会【席次表】

- 1 日時 令和5年3月2日 (木) 13:30~14:30
- 2 会場 浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室



「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の 防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案)」の パブリックコメント実施結果について

環境政策課

1 パブリック・コメント制度に基づく意見募集結果

2022 (令和 4) 年 11 月 18 日 (金) から 2022 (令和 4) 年 12 月 19 日 (月) までに実施した「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例 (案)」のパブリックコメントについて、結果を資料 1-2 にまとめたので報告する。結果概要は以下のとおり。

(1) 意見提出者数

市民等 24 人· 1 団体 意見数 44 件

(2) 意見数内訳

提案 21 件 要望 6 件 質問 17 件

(3) 提出方法内訳

持参 12 件 郵便 0 件 電子メール 0 件 FAX 0 件 環境審議会・区協議会等 32 件

(4) 案に対する反映度

案の修正 0件 今後の参考意見 15件 盛り込み済 2件 その他 27件

(5) 主な意見と市の考え方

意見	案に対する 反映度	市の考え方
空家、樹木の繁茂についても本条 例の対象として欲しい。	その他	他の法律や条例で対応可能である空家、樹木の繁茂については、本条例の対象としていない。 ただし、不良な生活環境と同時発生している場合は、それぞれの所管課と連携して対応する。
市は、「地域住民等と協力して〜必要な対策を総合的に講じる責務を有する」とあるが、地域住民の協力として、地区社会福祉協議会や民生委員の「見守り活動」との連携や、自治会の協力など考えられる。	今後の参考	地域住民等の協力としては、主に、不良な生活環境となっている、又はなるおそれのある住居等についての情報提供をお願いしたいと考えている。いただいたご意見を参考に、早期発見・拡大防止のための地域住民等との協力体制について検討する。
堆積者への経済的支援を追加して ほしい。	今後の参考	現状では、支援として既存制度の活用を想定している。不良な生活環境の解消に係る経費は 堆積者が負担することが原則であるため、市が 金銭的補助を行うことは予定していない。いた だいた意見は、今後の参考とさせていただく。

2 今後のスケジュール

議会上程 2023 (令和 5) 年 5 月議会 施行予定 2023 (令和 5) 年 7 月 1 日

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の 防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見とその意見に対する市の考え方の公表



令和4年11月から12月にかけて実施しました 浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案) に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等 25 名から 44 件のご意見が寄せられましたので、 それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。 この内容は、市ホームページ (https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp) にも 掲載しております。

条例案は、浜松市議会5月定例会へ提案する予定です。浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例に対するご理解とご協力をお願いします。

令和5年2月 浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

 $T \to L 053-453-6146$

FAX 050-3606-4345

Eメールアドレス

kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実 施 時 期】 【意見提出者数】	令和4年11月 24人・1団体		ら令和4年1	2月19日
【意見数内訳】	4 4 件			
	(提案 21件	、要望	6件、質問	17件)
【提 出 方 法】	持参(12件)	郵便(0	件) 電子メー	ル (0件)
	FAX (0件)	環境審議	会・区協議会	等 (32件)
【案に対する反映度】	案の修正	0件	今後の参考	15件
	盛り込み済	2件	その他	27件

目 次

第 1 条 目的 (意見数 0 件) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
第2条 定義(意見数 15件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
第3条 基本方針(意見数 1件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
第4条 市の責務(意見数 4件)・・・・・・・・・・・・	5ページ
第5条 市民の責務(意見数 0件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5ページ
第6条 所有者等の責務(意見数 0件)・・・・・・・・・・・	5ページ
第7条 支援(意見数 7件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6ページ
第8条 報告等(意見数 2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
第9条 立入調査(意見数 0件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
第10条 情報提供の求め(意見数 0件)・・・・・・・・	7ページ
第11条 指導又は勧告(意見数 0件)・・・・・・・・・	7ページ
第12条 命令(意見数 1件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
第13条 行政代執行(意見数 2件)・・・・・・・・・・	8ページ
第14条 審議会(意見数 1件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8ページ
第15条 会議(意見数 0件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8ページ
第16条 委員(意見数 0件)・・・・・・・・・・・・・・	8ページ
第17条 過料(意見数 7件)・・・・・・・・・・・・・	9ページ
その他(意見数 4件)・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ページ
浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生	
の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案)・・	12ページ

第1条 目的(0件)

第2条 定義(15件)

提

建築物及びその敷地に加えて、当該敷地に隣接し、物の堆積等が一体とな っている私道、その他の土地も含めることが有効と思われる。

案 1

【市の考え方】**その他**

居住のために一体的に利用されている土地であれば、私道等であっても本条例の 対象となります。なお、現に居住されていない建築物及びその敷地の隣接する私道 等については、他の法律や条例で対応するため、本条例で対象としておりません。

質

住宅から離れた土地は対象になるのか。

問

1

【市の考え方】その他

住宅から離れている土地であっても、居住のために一体的に利用されている土地 であれば、対象になります。

私も周りに聞いたところ、空家問題で困っている人は結構いる。崩壊寸前 案 の空家であったり、物を置いたまま空家になってしまっていたりする。この ような問題がある中で、それを対象外として良いのか。

類似の問題として「空き家」の問題があるが、立木や雑草の繁茂等による 提 公道等への越境が散見されるので、これらも対象案件に入れ、生活環境の維 案 3 持・保全を図る必要がある。

【市の考え方】その他

空家問題については、空家対策特別措置法により対応されます。本条例では、既 存の法規制がないものを対象としており、他の法律や条例と重複するものについて は対象外としております。

当該建築物等に現に居住者がいるか否かを問うことなく、ごみ屋敷は、施 案 設の入所や長期入院などの事情で、居住者がいなくなる場合もあるので、周 一辺(地域)住民への不良な生活環境への度合で判断する方が有効と考える。

【市の考え方】その他

居住者がいなくなった建物は空家となり、空家対策特別措置法での対応が基本と なります。なお、実際の運用では、居住者がいるか判別しがたい案件もありますの で、その場合においては、本条例の所管課と空家対策の所管課が連携して対応する こととなります。

質	堆積者が宝物という可能性があるがどのように対応するか。
問	
2	
質	堆積物は財産だと主張されて指導や命令等を拒否された場合にも行政代
問	執行は行えるのか。
3	

【市の考え方】その他

条例(案)では「物の堆積」を対象としており、堆積者の認識がごみであるか財産であるかに関係なく、支援、あるいは、指導・勧告・命令・行政代執行を行う規定としています。

要	樹木の繁茂については対象外となるとのことだが、中には一年に一度しか
望	樹木が手入れされない住宅があり、住民も直接指摘することがないため、道
1	路の視界を遮るほどになっている事例もある。解決しないことでそうした危
	険性を含むケースもあることを認識していただきたい。
質	樹木の繁茂を対象にしないのか。
問	
4	

【市の考え方】その他

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為は道路法で禁止され、また、令和5年4月から施行される改正民法にて、越境した枝の切除の規定で、隣人が一定の条件があれば越境した枝葉を切除することができるという規定(第233条)が設けられるなど、他法による解決が可能であることから、本条例では樹木の繁茂だけを問題とする案件は対象としておりません。

質	その他の問題(樹木の繁茂等)も含めて対応・解決できないのか。
問	
5	

【市の考え方】その他

本条例の対象と同時に発生している樹木の繁茂等については、それぞれの所管課と連携しながら対応してまいります。

質	動物の多頭飼育についても条例で取り扱わないのか。
問	
6	

【市の考え方】その他

動物の適正飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律や市条例(浜松市動物の愛護及び管理に関する条例、浜松市飼い犬条例)があるため、本条例では動物の多頭飼育を直接規定することは考えておりません。

第2条第3号の逐条解説にある「不良な生活環境の判定基準要綱」別表2 **案** -1にて「火気の使用状況」の項目があるが、電気コードが束ねることやコ **5** ンセントにほこりがたまることで火事の原因となることもあるので、このよ うな事例も危険性の判定に反映できないか。

第2条第3号の逐条解説にある「不良な生活環境の判定基準要綱」別表2
 問 −1の欄外※3にて、危険有害物の定義をしているが、これは何かの根拠があってこのように定義しているのか。例えば、草刈り機などに使用する混合ガソリンを缶に溜めて置いてあると想定した時、このような混合ガソリンといった燃料は危険有害物と判断されないのか、教えていただきたい。

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、不良な生活環境の範囲を定める「不良な生活環境の判定基準要綱」の作成の際の参考とさせていただきます。

【市の考え方】その他

「自然人」とは、一般的な人・人物を指す言葉であり、「法人ではない」という ことを法律上明確にするものです。なお、条例の周知・啓発を行う際には、市民に 分かりやすい表現を使うようにしてまいります。

提 第2条第6号の「堆積物」という文言は、本来、地理学的な言葉であると
 案 思う。関連して、同条第4号の「堆積者」についてはまだいいかとは思うが、
 本号は「"不良な" 堆積物」などともう少し言葉を書いたり、何か上手い言い回しがあったりするのではないか。

【市の考え方】その他

条例(案)第2条第6号の「堆積物」は、この条例に限った定義であり、便宜上使用しているものです。条例の周知・啓発を行う際には、市民に分かりやすい表現を使うようにしてまいります。

第3条 基本方針(1件)

要 ごみ屋敷を解消する責任は、堆積者本人にあるが、その背景にはごみを溜望 め込む人、収集癖のある人、高齢による身体機能の低下、認知症、精神疾患の疑いがある人、地域からの弧立等、様々な原因が考えられる。したがって、福祉関係の視点からも様々な支援策が必要で、これらを総合的な施策として取り組む必要があり、本条例案に期待する。

【市の考え方】盛り込み済

条例(案)第3条(基本方針)、第4条(市の責務)、第7条(支援)の規定により、環境部局や福祉部局など庁内で連携して総合的な対策に取り組んでまいります。

第4条 市の責務(4件)

提 ある生活保護受給者の住居に入ったが、足の踏み場もない状態であった。
 そういう方は自治会に加入していないのではないかと個人的には思うが、自
 治会としても対応に困ることがあるという。社会福祉協議会によるごみ出し支援があるが、活用されていないのかもしれない。行政のすることなので縦割りになることは仕方ないのかもしれないが、きちんと連携できる体制が重要であると思う。

【市の考え方】今後の参考

条例(案)第4条(市の責務)では、市は「必要な対策を総合的に講じる責務を 有する」と規定していますが、「総合的に講じる」とは、一部の課だけでなく、問題となる案件に関連する課(以下「関連課」という。)が情報共有をし、組織的に あらゆる対策を講じていくことを示しています。実際の運用では、関連課で構成する対策会議を設置し対応してまいります。

提 条例施行後はどのような形で、ごみ屋敷を把握していくのか、単に市民からの情報を待つのではなく、市域全体を定期的に調査するなどの仕組みをつくり、ごみ屋敷化への未然防止や早期発見によるごみ屋敷の拡大防止などの対策が必要と思われます。その場合、地区社会福祉協議会や民生委員の「見守り活動」との連携が考えられる。

例えば、既存の団体である地区社会福祉協議会や民生委員などの「見守り活動」と連携して取り組むなどが考えられる。

【市の考え方】今後の参考

条例(案)第4条(市の責務)では、市は「不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経過等の検証に努め、 (略)必要な対策を総合的に講じる責務」があるとしています。

地域住民等の協力としては、主に、不良な生活環境となっている、又はなるおそれのある住居等についての情報提供をお願いしたいと考えています。

いただいたご意見を参考に、早期発見・拡大防止のための地域住民等との協力体制について検討してまいります。

第5条 市民の青務(0件)

第6条 所有者等の責務(0件)

第7条 支援(7件)

12 のか、明確な表現が必要と思われる。
また、その場合、経費の負担についても明記してほしい。

【市の考え方】今後の参考

条例(案)第7条第3項では、市が、ごみ出し支援に限らず、さまざまな支援を 行うことができるよう、あえて支援内容を限定しておりません。

なお、条例(案)第3条第1項にて、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することを原則としており、経費は堆積者の負担となります。

質	市として福祉的なアプローチに重点をおくべきであるが、どのような方策が
問	あるか教えてほしい。
8	
質	支援というのは具体的にどういうことを行うのか。片付けにかかる金銭上
問	の支援なのか。

【市の考え方】その他

9

現状では、条例(案)第7条第2項にある生活保護、介護保険などの手続に関する情報の提供、相談、助言などの既存の福祉支援につなげることを想定しています。

h	
提	ごみ屋敷問題は、費用がなければ解決が難しい。市でそうした予算の補填
案	はできないか。
13	
提	必要に応じて「情報の提供、助言、その他の支援を行うもの」とあるが、
案	その実は生活保護や介護保険のような既存の福祉の制度に案内するものと
14	読み取れる。これとは別に、金銭の補助等の直接的な支援は考えていないの
	か。金銭的補助がなければ、その後の措置でも改善されず、行政代執行に行
	きつき、結局のところ費用は行政の負担によるものとなるのではないか。
提	資金援助について、せっかく新たな条例を制定するのだから、可能性とし
案	て考えられることは最初から盛り込んでおいた方がよいと思う。行政の検討
15	というのは、本当に行き詰まってどうしようもなくなるまでは行われない。
	その人たちが本当に困りごとを抱えているということだと思うので、しっか
	りと対応するためには、金銭的補助を実行できる制度をはじめから整備する
	必要がある。
提	支援策として、浜松市は対策の実施・地域住民等の協力など限定的に捉え
案	ていますが堆積者の生活環境等を考えると、経済的な支援も含めた方が有効
16	と考える。
	0 + 1 + 1 A 4 0 A +

【市の考え方】今後の参考

現状では、本条例(案)第7条の支援として既存の制度を活用を想定しております。不良な生活環境の解消に係る経費は堆積者が負担することが原則であるため、市が金銭的補助を行うことは予定しておりません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

第8条 報告等(2件)

提 第8条第3項の条文の内容が分かりづらい。特に、1行目で「物の堆積等 素 がある住居等の所有者等を確知することができない場合において必要があ

17 ると認めるときは」と書いたあとに3行目で「当該所有者等を確知するために」としている部分は重複している、この部分はいらないのではないか。

【市の考え方】その他

1 行目は条例(案) 第 8 条第 3 項を適用させることのできる場面を示しているのに対し、3 行目は利用又は提供をする情報の範囲を示しているものであり、重複しておりません。情報の利用又は提供については個人情報保護の観点から明確に示して限定する必要があることから、原案のとおりとします。

安 望 第8条から第10条までの規定については、福祉関係課との連携を密にして、人権に配慮した対応をしてほしい。

3

【市の考え方】今後の参考

条例(案)第4条(市の責務)で、市が「必要な対策を総合的に講じる責務を有する」とあり、第8条(調査等)、第9条(立入調査等)、第10条(情報提供の求め)の規定に関しても関連課が連携して対応してまいります。

また、条例(案)第3条(基本方針)でも「福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと」とあり、人権に配慮した対応をしてまいります。

第9条 立入調査等(0件)

第10条 情報提供の求め(0件)

第11条 指導又は勧告(0件)

第12条 命令(1件)

要望

堆積物が支援策では解消出来ない場合で、著しく周辺の生活環境に影響を 及ぼす場合は、強制力のある措置をとることを明確にしてほしい。

4

【市の考え方】盛り込み済

条例(案)では、支援によって不良な生活環境を解消することが困難である場合に、第11条(指導又は勧告)、第12条(命令)、第13条(行政代執行)ができることを規定しています。なお、条例(案)第12条(命令)違反は、第17条(過料)によって罰則の適用があるので強制力のある措置となっています。

第13条 行政代執行(2件)

行政代執行を行うまでのハードルが非常に高い。代執行が規定されたのは 非常に良いが、時間軸とどこの課がどのような形で具体的に対応するかが問 題である。役所は縦割り行政になっていて様々な課に回され、責任逃れされ ることが多い。その点をどう規定するか、どのように運用していくか。

【市の考え方】その他

条例(案)では、第7条の規定による支援を行い、支援では解決しない場合に、 第11条(指導又は勧告)、第12条(命令)、第13条(行政代執行)の順で対応 することとしています。

支援内容の検討や効果確認に時間を要することが想定されますが、本条例の所管 課が事務局となり、関連課で構成される対策会議を設置して適正かつ円滑な対応を 進めてまいります。また、支援では解決できないと判断された場合は、本条例の所 管課が速やかに第11条以降の規定による対策を実施してまいります。

問

行政代執行法では、行政代執行の要件として「著しく公益に反すると認め られる場合」とあるが、市の見解、実例があれば教えてほしい。

11

案 18

【市の考え方】その他

行政代執行の前提である命令に違反している段階で「公益に反している」状態で あり、それが「著しい」かどうかは、現に人の身体・財産に具体的な危険が及んで いるかで判断されます。

他市の行政代執行の事例には、空家の撤去や崖崩れのあった住宅造成地の土砂撤 去・斜面保全措置などがありますが、これらの例は、人の身体・財産に具体的な危 険が及んでいるという状態にあります。

第14条 審議会(1件)

提

第12条第2項に「浜松市不良な生活環境対策審議会(以下「審議会」と いう。)」とあるのに、第14条第1項の表記が審議会となっていない。法的 な整理をしてほしい。

なお、浜松市環境基本条例の環境審議会の条項では、第9条第3項で「浜 松市環境審議会」と省略する規定を置かず、設置規定である第22条で「浜 松市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。」と整理している。

【市の考え方】その他

浜松市では、審議会等の設置を規定する条文においては、当該条文の前に審議会 等の名称を省略する条文があったとしても、審議会等の名称は省略しないこととし ています。その他の浜松市の条例も同様の取扱いをしています。

なお、ご指摘の浜松市環境基本条例の環境審議会の例では、第9条第3項以降、 第22条の設置規定までに環境審議会の規定がなく、省略する規定が不要です。

第15条 会議(O件)

第16条 委任(0件)

第17条 過料(7件)

提 担当職員が立入調査をしようとして、堆積者から正当な理由により拒否さ **案** れた場合その対抗策が必要と考える。

19 正当な理由については、説明が必要かと考える。

【市の考え方】その他

立入調査等が拒否される正当な理由としては、堆積者に外出予定がある、来客中である等の時限的なものを想定しています。実際の運用では、いったん調査を拒否された場合には、期日を改めるなど相手に配慮して調査を行うため、正当な理由で拒否されて立入調査ができないという案件はなく、特に対抗策は必要がないと考えます。

灰案

人に寄り添った支援を基本とする条例の中で、罰則を設ける事のマイナスイメージが懸念される。

20

【市の考え方】今後の参考

本条の目的は、違反者に罰則を与えることではなく、条例の実効性を担保することにあります。条例の運用にあたっては、支援を基本とすることを重点的に条例の 周知・啓発をしてまいります。

質問

罰則による過料を支払うことで、そのまま解決されないケースもあり得るか。

12

【市の考え方】その他

命令違反に対する過料が支払われても、命令を受けた堆積者への改善措置命令は 失効せず、対応完了とはなりません。罰則そのものについては、命令の実効性を担 保する位置付けと捉えています。

貝問

行政代執行にかかった費用に加えて、過料が加算されて請求されることもありうるということか。

13

【市の考え方】その他

命令違反を経て行政代執行となるため、不良な生活環境を発生させている者が、 命令違反による過料と行政代執行の費用を支払うことになる案件も想定されます。

質

過料の徴収方法は具体的にはどのようなものか。

問

14

【市の考え方】その他

過料は、地方自治法第255条の3の弁明手続を経て、納入通知書を送付して請求します。

質 過料の金額の根拠を教えてほしい。

問

15

【市の考え方】その他

他市の事例を参考に、条例の実効性を担保できる金額として定めております。

頁問

罰則として秩序罰(過料)を規定しているが、行政刑罰(懲役・禁固、罰金、科料等)としないのはなぜか。

16

【市の考え方】その他

一般的に、秩序罰は形式的又は軽微な義務違反に科せられるのに対し、行政刑罰 は反社会性の高い義務違反に科せられます。本案件は、反社会性が高いとはいえず、 行政刑罰とはしていません。

その他 (4件)

【市の考え方】その他

不良な生活環境を発生又は再発させる者は、生活上の課題を抱えていると考えられることから支援を基本として対応します。そのため、再発を理由として対応を厳しくすることは考えておりません。

要望

生活環境に関することは地域住民の協力が不可欠であるため、条例の存在の周知徹底をお願いする。

5

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

要 居住者の中にはごみ屋敷であることを認めない人もいると思う。できるだ望 け居住者の方が納得できるような、柔らかな対応(難しい言葉だけでなく、 事例・写真・数値等を示しながら)で運用していただきたい。条例を作ることでなく、あくまでも解決をゴールとして柔軟に運用していただきたい。

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

質 運用について、自治会長が市役所の窓口にごみ屋敷について話せば、後は 問 基本的には市役所で全て対応してくれるということか。組織体制はどうなっ 17 ているのか。

【市の考え方】その他

市にご相談があった場合、本条例の所管課が調査等を行い、条例対象である「不良な生活環境」であるか判断した上で、庁内で連携して適切な対応を進めてまいります。

なお、情報収集や支援等の対応の際には、民生委員や社会福祉協議会に協力をお願いすることもあります。

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解 消のための支援その他の対策に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び 解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健 康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 住居等 市内に存する建物 (現に居住の用に供しているものに限る。) 及びその敷地 並びに当該居住のために一体的に利用されている土地をいう。
 - (2) 堆積等 堆積又は放置をいう。
 - (3) 不良な生活環境 住居等における物の堆積等により、当該住居等の周辺に次に掲げる状態その他の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
 - ア 悪臭が発生している状態
 - イ ねずみ又は衛生害虫が発生している状態
 - ウ 火災、堆積物の崩落その他の危険が発生するおそれがある状態
 - (4) 堆積者 自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させている者(自然人に限る。)をいう。
 - (5) 地域住民等 地域住民、関係機関その他の関係者をいう。
 - (6) 堆積物 不良な生活環境の原因となっている物をいう。

(基本方針)

- 第3条 不良な生活環境の発生の防止及び解消は、次に掲げる基本方針にのっとり推進されなければならない。
 - (1) 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
 - (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと。
 - (3) 市と地域住民等とが協力して、不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
 - (4) 市は、堆積者自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、第7条の規定による支援を行うとともに、必要に応じて第11条から第13条までの規定による対策を適切に講じること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本方針にのっとり、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1

条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講じる責務を有する。 (市民の責務)

- 第5条 市民は、その居住する住居等において不良な生活環境を発生させてはならない。
- 2 市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域において不良な生活環境を 発生させることのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、第1条の目的を達成するため、前条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

- 第6条 住居等の所有者又は管理者(居住者を除く。以下これらを「所有者等」という。) は、当該住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させないよう努めなければならない。
- 2 住居等の所有者等は、当該住居等における物の堆積等による不良な生活環境が発生している場合においては、当該住居等に係る堆積者と協力し、当該不良な生活環境を解消するよう努めなければならない。
- 3 住居等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、第4条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

- 第7条 市長は、不良な生活環境の発生を防止し、及び解消するため、市民及び地域住民等からの相談に応じるとともに、必要があると認めるときは、物の堆積等の状態を調査し、及び把握した上で、市民及び地域住民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
- 2 市長は、堆積者に対し、必要に応じて生活保護法(昭和25年法律第144号)、介 護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報 の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。
- 3 市長は、不良な生活環境を堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、 当該堆積者の申出に基づき、当該不良な生活環境の解消のために必要な支援を行うこと ができる。
- 4 市長は、不良な生活環境を解消した場合においては、再び不良な生活環境が発生しないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行わなければならない。(報告等)
- 第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、物の堆積等の状態、住居等の使用及び管理の状況並びに住居等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、必要な調査をし、又は当該堆積者若しくはその親族に対して報告を求めることができる。
- 2 市長は、堆積者を確知することができないときは、物の堆積等がある住居等(これに 隣接する土地を含む。以下同じ。)の所有者等を確知するために必要な調査をすること ができる。

- 3 市長は、物の堆積等がある住居等の所有者等を確知することができない場合において 必要があると認めるときは、この条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で 保有する情報で当該所有者等を確知するために有用なものについては、この条例の施行 に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。
- 4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等に対し、当該住居等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

(立入調査等)

- 第9条 市長は、不良な生活環境にあり、又は不良な生活環境になるおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該住居等に立ち入らせ、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報提供の求め)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の 規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な生活環境を発生させている住居等の所 有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他市長が特に必要があ ると認める事項について、情報の提供を求めることができる。

(指導又は勧告)

- 第11条 市長は、第7条の規定による支援によって不良な生活環境を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な生活環境を解消するための措置(以下「改善措置」という。)を行うよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にある と認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう勧告すること ができる。
- 3 市長は、不良な生活環境にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、 当該住居等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。 (命令)
- 第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう命じることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第14条第1項 に規定する浜松市不良な生活環境対策審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴か なければならない。

(行政代執行)

第13条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わないため行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条の規定による代執行

を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 (審議会)

- 第14条 市は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し 必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第 3項の規定に基づき、浜松市不良な生活環境対策審議会を置く。
- 2 審議会は、第12条第2項及び前条に規定するもののほか、不良な生活環境の発生の 防止及び解消のための支援その他の対策について、市長の諮問に応じ審議する。
- 3 審議会は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、 市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体が推薦する者
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ の職務を代理する。
- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

- 第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、そ の議事に加わることができない。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くこと ができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。 2 正当な理由なく、第9条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避 し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、 3万円以下の過料に処する。

生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について

環境政策課

1. 生物多様性はままつ戦略 2018 の概要

浜松市における生物多様性の保全と、持続可能な利用に向けた取組みを体系的・総合的に推進し、市民・事業者・市が連携して生物多様性の危機に対応し、浜松市を持続可能な都市としていくため、2013 年 3 月に「生物多様性はままつ戦略」を策定し、2018 年 4 月に「生物多様性はままつ戦略 2018」に改定しました。

- (1) 目指すべき将来像 (2050 年) 海から山まで、多様な生きものと人々の暮らしが共存する都市 ~はままつ~
- (2) 3つの基本方針と進捗管理指標

基本方針1 多様な生きもののすみかをしっかりと守っていきます

取組み	指標	目標値
①生きものの生息・生育場所 の保全	ヤリタナゴの生息数	基準値 64 個体の維持、又は増加 (2022 年度)
②持続可能な農林水産業の促 進と良好な生態系の保全	多面的機能支払交付金 ※1 の交付面積	基準値(農地維持:3,187ha、 資源向上共同:2,718ha、 長寿命化:4,247ha、 計10,152 ha)を10%増加 (2022 年度)
③都市における緑地・水域の 保全と連結・拡充	緑地保全面積※2	基準値 1,373ha の維持、又は増加 (2022 年度)

※1:農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を有しており、この機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対する支援に係る交付金を指す。

※2:特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、保存樹・保存樹林、市民の森の面積を合計したもの。

基本方針2 地域の生物多様性を守るための仕組みをつくります

取組み	指標	目標値
④様々な主体との円滑な連 携、活動支援	浜松市生きものパート ナーシップの協定を締 結した件数	3 件締結 (2022 年度)
⑤生物多様性に関わる情報の 収集・蓄積・活用	市民参加型調査に参加した人数	300 人/年

基本方針3 豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やしていきます

取組み	指標	目標値
⑥地域の生態系を支える人づ くり	環境学習指導者による 生物多様性保全学習会 の開催・参加回数	基準値 1,803 回を 10%増加 (2022 年度)
⑦生物多様性の大切さを理解 し、行動する市民の育成	「生物多様性」の理解度 *言葉も意味も知って いる	160%稻



2. 生物多様性はままつ戦略 2024 の策定について

現戦略の目標年度である 2022 年度となることから、現戦略を点検・見直し、目指すべき将来像に向けた新たな戦略(計画年 2024 年~2033 年)を策定するものです。



3. 次期戦略の方針

(1) 市民、団体、企業、行政が一体となった取組

市民アンケート調査などにより、市民の生物多様性に対する意向・意識・取り組み状況を把握し、市民協働による取り組みを積極的に盛り込みます。

(2) 社会情勢の変化への対応

現戦略策定から10年(改定から5年)が経過し、この間、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化の進行、大規模災害の発生、市民のニーズの多様化など社会情勢が変化しました。生態系に関連する課題だけではなく、地球温暖化、海洋プラスチック問題等の社会課題に対しても、生物多様性の観点から課題解決のための施策を検討します。

(3) 次期生物多様性国家戦略との整合

2022 年 12 月に国連生物多様条約第 15 回締約国会議 (COP15) が開催され、生物 多様性の保全に向けた新たな枠組みが採択されました。今年度内には、次期生物 多様性国家戦略も策定される予定です。

次期国家戦略では、2030年までに陸と海の30%以上を保全しようとする目標(30by30)や自然を活用した解決策(Nbs)が提唱される予定であることから、それらを取り入れた施策を検討します。

4. 策定のスケジュール

(1) 専門部会の設置

戦略 2024 の策定について、専門的見地からの意見や検証していただくため、浜 松市環境審議会の中に「(仮称) 生物多様性はままつ戦略 2024 策定部会」を設置 します。

部会の委員としては<u>資料2別紙1※</u>を予定し、2023年度内に3回開催したいと 考えています。

(2) 庁内検討会の開催

戦略では、行動計画・管理指標ともに関係する課が多くあります。そのため、 これらの課を取りまとめるとともに、横断的な政策として戦略を見直す必要があ ります。

そこで、「庁内検討会」を開催し、様々な観点から生物多様性保全を図ってまいります。

(3) 市民アンケート、パブリック・コメントの実施

生物多様性を保全するためには、市のみではなく、市民・市民団体・事業者などが一体となった協力が不可欠と考えます。

そのため、市民アンケートやパブリック・コメントを実施し、それぞれの立場からの多様な意見を集約します。

生物多様性はままつ戦略策定スケジュール概要(予定)

	2023年								2024年				
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民アンケート							\rightarrow						
環境審議会													
作成部会													
庁内調整会議													
パブコメ											→		
戦略作成作業													

浜松市環境審議会 生物多様性はままつ戦略 2024 策定部会

	委員氏名	選出機関・団体等						
	中村 俊哉	常葉大学健康プロデュース学部						
審議会委員	石川 春乃	静岡理工科大学理工学部						
云委員	藤森 文臣 遠州自然研究会							
	渡邉 記余子	浜松商工会議所						
	岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム						
専門	香坂 玲	東京大学大学院農学生命科学研究科						
専門委員	窪田 茂樹	NPO 法人はまなこ里海の会						
	廣瀬 稔也	NPO 法人ひずるしい鎮玉						

浜松市環境審議会規程(案)新旧対照表(R5.4.1施行予定)

第1条~第4条 (略)

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により部会を置くことができる。

改正前

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長 が指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

第6条~第7条 (略)

(略)

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第1条~第4条 (略)

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により別表に掲げる部会を置く。

改正後

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長 が指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

第6条~第7条 (略)

(略)

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

<u>名称</u>	<u>所掌事務</u>	<u>人数</u>	<u>庶務</u>
生物多様性はままつ	生物多様性はままつ戦略	8人	環境部
戦略 2024 策定部会	<u>2024 の策定に関する事項</u>		環境政策課

(参考)環境審議会・部会設置に関する根拠法令 抜粋

◆浜松市環境基本条例(平成10年9月30日·浜松市条例第49号)

(設置)

第22条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき浜松市環境 審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第23条~第25条 (略)

(部会)

第26条 審議会に必要に応じ、部会を置くことができる。

(審議会の運営)

第27条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

◆環境基本法 (平成五年十月十九日・法律九十一号)

(市町村の環境の保全に関する市議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等ため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の 保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

家庭ごみ有料化制度素案に関する意見募集について

ごみ減量推進課

1 制度素案に関する意見募集

- ・リーフレットを広報はままつ7月号と同時に配布
- ・ごみ減量動画と制度素案説明動画を市公式ホームページで公開 意見募集期間中の再生回数

動画1「わたしがやらなきゃごみ減量~SDGsへのスタート~」 1,090回

動画2「浜松市の家庭ごみ有料化の検討について~制度素案~」 1,575回

- ・各区役所・天竜区内協働センター・佐久間地域内ふれあいセンターにおいて、待合スペース等での説明動画放映を実施
- ・各自治会で活用いただけるよう DVD を配付
- ・市内協働センター等で説明会を開催

開催回数:54回(出前講座等8回含む)

延べ参加者数:1,233人(出前講座等参加者157人含む)

(1) 意見募集期間

令和4年7月8日~10月7日

(2) 意見提出者数

合計	ご意見フォーム	メール	FAX	手紙	窓口	説明会	電話
1,607 人	1,210人	59 人	44 人	39 人	9 人	195 人	51 人

(3) 意見総数

7,924件

2 寄せられた意見

(1)	家庭ごみ有料化全般に関する意見・・・・・・	•	•	•	• 3,	291 件
(2)	対象品目やごみの出し方に関する意見・・・・・	•	•	•	•	696 件
(3)	有料指定ごみ袋に関する意見・・・・・・・	•	•	•	•	627 件
(4)	有料指定ごみ袋の価格や負担想定額に関する意見	•	•	•	•	869 件
(5)	紙おむつ使用者等に対する配慮に関する意見・・	•	•	•	•	621 件
(6)	手数料の使い道に関する意見・・・・・・・	•	•	•	•	712 件
(7)	有料化の開始時期に関する意見・・・・・・・	•	•	•	•	260 件
(8)	有料化制度の市民周知に関する意見・・・・・・	•	•	•	•	584 件
(9)	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•	264 件

3 主な意見

(1) 家庭ごみ有料化全般に関する意見

- ・有料化の前にまだやることがあるのではないか
- ・有料化を実施すると不法投棄や不適正排出が増えるのではないか
- ・ごみ処理は税金で処理すべき
- ・物価高や年金の減少、コロナ禍等で生活が苦しい中で家庭ごみ有料化を実施すべきでない

(2)対象品目やごみの出し方に関する意見

- ・草木類は枝のみではなく葉や草も無料としてほしい
- ・プラスチック製容器包装も有料化対象品目にした方がよいのではないか

(3) 有料指定ごみ袋に関する意見

- ・袋の製造に余計なコストはかからないのか、市が製造・販売するとはどう言う仕組みか
- ・有料指定ごみ袋の購入場所はどうなるのか
- ・現行指定ごみ袋は有料化後使えなくなるのか

(4) 有料指定ごみ袋の価格や負担想定額に関する意見

- $\cdot 1 \ell = 1$ 円は高い(急激に上がりすぎる、段階的に上げていくのはどうか)
- ・低所得世帯や人数が多い世帯に対しては負担が大きいため配慮してほしい
- ・市の示した負担想定額の根拠を具体的に示してほしい

(5) 紙おむつ使用者等に対する配慮に関する意見

- ・生理用品やペット用おむつ等への配慮も必要
- ・乳幼児や高齢者などがいる世帯では、紙おむつの廃棄が多いため配慮が必要
- ・配布方法や枚数について、一定枚数とは何枚になるのか、どのように配送されるのか
- ・減免申請について負担にならない簡単な方法で申請できるようにしてほしい

(6) 手数料の使い道に関する意見

- ・ごみ焼却施設関連の費用や自治会が管理しているごみ集積所への補助、不法投棄への対応 等、使い道の希望
- ・具体的な手数料の使い道をもっと示してほしい
- ・広報はままつやホームページへ、収支や手数料使途を明確に公表してほしい

(7) 有料化の開始時期に関する意見

- ・市民の理解を得てから実施すべきである
- ・全市民の生活に関係するため住民投票で決めてほしい

(8) 有料化制度の市民周知に関する意見

- ・次代を担う子供や学生等の若者にもっと周知すべき、高齢者や外国人・転入者・自治会未加入者・借家住まいの人にもわかりやすく周知すべき
- ・ごみの減量方法についてもっと周知してほしい
- ・有料化の目的や背景をしっかり説明してほしい

(9) その他

- ・浜松市のこれまでの取組みについて教えてほしい
- ・ごみ減量の取組みに関する提案

WEB 会議における注意事項

- 1. 自分が発言しないときは、マイクに雑音が入らないよう にミュートにしておく。
- 2. 発言時には自分の名前を名乗ってから発言する。
- 3.自分の発言が他者の発言と重ならないようにする。同時になった場合は会長の指名で発言する。
- 4.ハキハキと、大きめの声で簡潔に話す。
- 5.比較的ゆっくりと喋る。
- 6. 語尾は尻すぼみにしないで、最後まで言い切る。
- 7.誰に対して問いかけているのか明言する。
- 8.参加者全員が、同じ資料・同じメモを見ながら議論する。

Web での会議開催となり、慣れない部分も多いかと思いますが、御協力をお願いします。